

## 八月革命と國民主權主義

宮澤俊義

去る三月六日に發表せられた政府の憲法改正草案の特色のうちでいちばん重大なものは、いふまでもなく、國民主權主義あるひは人民主權主義である。

日本の政治を民主化し、日本を民主國として再建するため、日本の政治の根本建前として國民主權主義を採用することが必要かどうか、またはそれが望ましいかどうか、については昨年の終戦以來数々の論議がなされた。日本の政治を民主化するためにはどうしても國民主權主義といふ建前を採るべきだといふ見解も相當に有力であつた。しかし、全體から見ると、日本の政治において民主主義を確立するためには必ずしも國民主權主義といふ建前を採る必要はないといふ意見のほうが強かつたやうである。

終戦後相次いで成立した諸政黨はそれぞれ憲法改正に関する多かれ少かれ具體的な意見を發表したが、その中で明確に國民主權主義を採るべしとしたのは共産黨だけだ、その他の諸政黨は、進歩黨も自由黨も社會黨も、國民主權主義を

明確にみとめることをしなかつた。社會黨はその實質においては國民主權主義にきはめて近いものであつたが、それでも「主權は國家（天皇を含む國民協同體）に在り」といふやうな表現を用ひ、國民主權主義を正面から承認することをことさらに避けてゐるかに見えた。

かやうな状態の下において、さなきだに保守的であり、反動的であると評された幣原内閣がその憲法改正草案において國民主權主義を真正面に掲げようとは、おそらく誰もが夢にも考へおよばなかつたところであらう。それだけにかねがね政府の保守反動を批難して來た存在の諸政黨もこの點では完全に政府に出しぬかれた態である。政府案が公にされると、共産黨を除く各政黨はいづれも「今日の政府案はわが黨の主張するところと概ね同一である（一）」から大體においてこれを支持するに吝かでないなどといふ趣旨の聲明を發したが、はたして今日の政府案がそれまでに發表された諸政黨案と「概ね同一」といへるかどうかは大いに問題であらう。

今日の政府の憲法改正草案が國民主權主義を眞向から承認してゐることはきはめて明白であるとおもふ。

政府案は、おそらく意識的であらう、「國民が主權を有する」といふ類の表現を全く用ゐてゐない。しかし、それにもかかはらず、その原則を根本建前として承認してゐることは疑ひを容れない。

たゞとせば、政府案の前文は、「日本國民は……茲に國民至高意思を宣言し……此の憲法を制定確立し」云々といつてゐる。これは日本國民が日本の政治の最終の權威者としての意思によりこの憲法を制定するといふ意味であり、明らかに主權在民の原則を表してゐる。その律出しの「日本國民……」はといふ言葉——英譯では「We, The Japanese people……」とつてゐる——は、アメリカ合衆國憲法の前文の律出しの言葉「我ら合衆國國民は……」(We, The people of the United States)とその趣旨を同じくする。また「國民至高意思」は、英譯に「the sovereignty of the peoples」<sup>三</sup>とするとほり、國民が主權者だとする趣旨を示してゐる。

リンカンの「人民の、人民による、人民のための政治」といふ民主政治の定義は誰もが知るところである。日本における民主政治もはたして「人民の、人民による、人民のための

★

政治」でなくてはならぬかどうかは昨年の終戦以來しばしば論議せられた。日本の民主政治が「人民による、人民のための政治」でなくてはならぬことはきはめて明瞭で、別に議論はない。問題は日本の民主政治も單なる「人民による、人民のための政治」であるだけでなく、その上に「人民の政治」でなくてはならぬかどうかであつた。多くの人は日本の政治の根本建前はこれが「天皇の政治」であることにあり、従つて日本では「人民の政治」といふ原則は適當でないから、日本の民主政治は「人民による、人民のための政治」ではあるが、しかし、どこまでも「天皇の政治」でなくてはならぬ、と考へたやうである。すなはち、日本における在來の君主主義といふ建前をくづさずそのままにしておいてその上に民主政治を建設しようといふのが多くの人の考へであつたやうである。

ところが、今日の政府案はリンカンの右の言葉をそっくりそのまま自らのものとし、日本の政治は「人民の、人民による、人民のための政治」であるべきだとしてゐる。すなはち右に引かれたその前文には「日本國民は……茲に國民至高意思を宣言し、國政を以て其の權威は之を國民に承け、其の權力は國民の代表者之を行使し、其の利益は國民之を享有すべき崇高なる信任なりとする基本的原理に則り此の憲法を制定確立し」云々とあるが、ここで圈點を附せられた言葉がまさしく「人民の、人民による、人民のための政治」の意味であ

ることは改めてことわるまでもない。

以上からも明らかであるやうに、政府の憲法改正案は「天皇の政治」といふこれまでの日本の政治の根本建前を棄てて、「人民の政治」といふ新しい根本建前を採り、その根柢の上に民主政治を實現しようといふ意圖に指導されてゐる。

政府案がその根本建前として承認しようとしてゐる國民主權主義は、いふまでもなく、それまでの日本の政治の根本建前とは全く性格を異にするものと考へなくてはならぬ。

國民主權主義といふものは必ずしも在來の日本の政治の根本建前と矛盾するものではないといふ見解もあるやうである。また、日本の政治の根本建前は本來國民主權主義的なものであつたといふ見方もあるらしい。しかし、國の政治上の權威が君主とか、貴族とかいふものではなく、一般人民にその最終的根據を有するといふ意味の國民主權主義が從來の日本の政治の根本建前であつたと解することも、またそれが從來の日本の政治の根本建前と少しも矛盾しないと考へることも理論的にはどうしても、無理である。國民主權主義といふ以上は、天皇の權威の根據も終局的には人民にあると考へなくしてはならず、その結果として天皇制の存否は終局的には人民の意思に依存するといはなくてはならぬが、從來の日本において、天皇の權威が人民にあるといふ根本建前が採られ

てゐたと見るのは明白に事實に反するであらう。

在來の日本の政治の根本建前は、一言でいへば、政治的權威は終局的には神に由來するとするものであつた。これを神權主義と呼ぶことができよう。憲法は大日本帝國は萬世一系の天皇が統治し給ふと定めてゐる。ところで、その天皇の權威はいつたいどこから來るかといへば、それは神意から來ると考へられてゐた。具體的にいへば、天孫降臨の神勅がその根據だとせられた。天皇の權威はここに由來した。天皇は神の御裔として、また御自身現御神として日本を統治し給ふのだとせられてゐた。

勿論君民一體とも、君民同治ともしばしばいはれた。へもつともこの過去數年間はさういふ表現を用ゐるときつと反國體的だといふので叱られるのが例であつた。戦は君臣にして情は父子ともいはれた。天皇はその統治にあたつてあくまで民意を尊重すべきものとせられ、またその統治は多數國民の輔翼によつてなされるべきものともせられた。しかし、これにもかかはらず、天皇の統治の權威そのものは民意に由來するとせられなかつた。天皇の統治の權威の根據は民意とは全く關係のない神意に求められた。

かやうな根本建前——神權主義——が國民主權主義と全く性格を異にするものであることは明瞭である。

國民主權主義は政治的權威の根據としての神といふものを

みとめない。それは政治から神を開放したところにその位置を占める。そこでは「民の聲は神の聲」といはれるから、あるひはそこでは國民が政治から神を開放して自らこれに依つたのだといつてもいゝかも知れない。そこでは國民が政治の最終の根據である。

勿論、國民主權主義が當然に君主制を、従つて日本でいへば 天皇制を否定するとはかぎらない。そこで君主制・天皇制をみとめることは十分可能である。その君主が相當に強大な權力を與へられることも決して不可能ではない。しかし、その場合でもその君主・天皇の權威は國民に由來するとせられるのであるから、國民の意思によつて、君主自身の意思には反しても、君主制そのものが全く合法的に變革乃至廢止せしめられる理論的可能性がつけねに存する、といふ點で神權主義にもとづく君主制と全くその性格を異にすることが注意せらるべきである。

國民主權主義が在來の日本の政治の根本建前たる神權主義と論理的に相容れないものであることは明らかであらうとおもふ。

\*\*\*

このたびの政府の憲法改正草案はかやうな日本の政治の根本建前の變革——神權主義から國民主權主義への變革——を憲法に明文化しようとするものであるが、さういふ變革を通

常の「憲法改正」の形で行ふことがそもそも憲法上許されることであるかどうか。これは憲法上きはめて重大な問題である。

現行憲法は憲法改正の手續を定めてゐる。従つて、その條章を改正し、または増補することはそこに定められた手續によつて可能なわけであるが、そこに定められた手續を以てすればどのやうな内容の改正も可能かといふと、決してさうではない。憲法そのものの前提ともなり、根柢ともなつてゐる根本建前といふものは、さうした改正手續によつて改正せられ得るかぎりでない。さうした改正手續そのものがその根本建前によつて、その效力の基礎を與へられてゐるのであるから、その手續でその建前を改正するといふことは論理的にいつても不能とせられざるを得ないのである。

日本憲法についていへば、天皇が神意にもとづいて日本を統治し給ふとする原則は日本の政治の根本建前であり、憲法自體もその建前を前提とし、根柢としてゐると考へられる。従つて、その憲法の定める改正手續でその根本建前を變更するといふのは論理的な自殺を意味し、法律的不能だとせられなくてはならぬ。すなはち、天皇が神意にもとづいて日本を統治し給ふといふ原則は憲法に定める憲法改正手續を以てしては變更するなどができない、といふのが多くの憲法學者の一致した意見であつた。

それならば、このたびの政府の改正案が憲法の定める憲法改正手續によつて神權主義を廢して國民主權主義を定めようとしてゐるのは法律的に許されることであらうか。この點を問題にしなくてはならぬ。

私は政府案がかやうな變更を定めようとすることは憲法改正手續によつて可能だと考へてゐる。しかし、それは決して形式上憲法の定める改正手續によりさへすればどのやうな内容の改正も可能だといふ意味ではない。さういふ改正を現行憲法の改正として普通では許されないのであるが、現在の事態の下においてはまさにそれが許されるといふのである。ではそれはどのやうな理由にもとづくのであるか。

この問ひに答へるには、どうしても昨年八月総戦と共に行はれた日本の憲法史上の大變革の本質を十分明らかにすることが必要である。

\*\*\*

昨年の八月、日本は刀折れ矢盡きて敵陣に降伏し、ポツダム宣言を受諾した。その宣言の中に「日本の最終的な政治形態は自由に表明せられた人民の意思にもとづいて決せられる」といふ趣旨の言葉がある。ここに注目する必要がある。この言葉はいつたい何を意味するであらうか。いふまでもなく、日本の政治の最終的な權威が人民の意思にあることを意味する。日本の最終的な政治形態は決定權を人民がもつと

いふのはむしろなかやうな意味である。ほかの言葉でいへば、人民が主權者だといふ意味である。そして、その言葉を日本はそのままに衆議し、とつてもつて日本の政治の根本建前とすることを約したのである。

國民主權主義は、さきにもべられたやうに、それまでの日本の政治の根本建前である神權主義とは全くその本質的性格を異にする。日本は敗戦によつてそれまでの神權主義を棄てて國民主權主義を採ることに改めたのである。

かやうな改革はもとより日本政府が合法的に爲し得るかぎりではない。天皇の意思を以てしても合法的には爲し得ぬ筈である。従つて、この變革は、憲法上からいへば、ひとつの革命だといはなくてはならぬ。勿論、まづまづ平穩裡に行はれた變革である。しかし、憲法の豫想する範圍内においてその定める改正手續によつて爲されることのできぬ改革であるといふ意味で、それは憲法的には、革命を以て目すべきものであるとおもふ。

総戦によつて、つまり、ひとつの革命が行はれたのである。それまでの神權主義が棄てられ、新たに國民主權主義が採用せられたのである。この事實に着目しなくてはならぬ。

ここで日本の政治は神から解放せられた。あるひは神が——といふよりはむしろ神々が——日本の政治から追放せられたといつてもよからう。日本の政治はいはば神の政治から人

の政治へ、民の政治へと變つたのである。

この革命によつて天皇制は必ずしも廢止せられなかつた。その廢止が約束されもしなかつた。それが、後にのべられるやうに、そこで「國體が護持せられた」といはれる所以である。天皇制を維持されたが、その根柢は根本的に變つてしまつた。天皇の權威の根柢はそれまでは神意のあるとせられたのであつたが、ここでそれは人民の意思にあることに改められた。日本の政治が神の政治から民の政治に變つたのと照應して、天皇も神の天皇から民の天皇に變つたのである。

この革命——八月革命——はかやうな意味で、憲法史の觀點からいふならば、まことに日本始まつて以來の革命である。日本の政治の根本義がここでコペルニクス的ともいふべき轉回を行つたのである。

この八月革命はいはゆる「國體」の變革を意味するであらうか。

この問ひに對する答へは「國體」の名の下に何を理解するかによつて異つて来る。

もし「國體」の下に天皇が神意にもとづいて日本を統治せられるといふ神權主義的天皇制を理解するならば、さういふ「國體」は八月革命によつて消滅してしまつたといはなくてはならぬ。八月革命の革命たる所以が何よりそれまでの神權

主義の否定にある以上、これは當然である。日本政府は降伏の申入に際して、天皇の大權に關する希望を附し、それによつて「國體を護持」しようとして企圖した。しかるに、それに対する聯合國の回答にはこの條件を承認する旨の言葉が見出されなかつた。そこで軍部大臣はじめ抗戰論者は「これでは國體を護持し得たことにならぬ」といつて抗戰を主張したさうであるが、もし「國體」の下にそれまでのやうな神權主義的天皇制を理解するとすれば、彼らが聯合國のかやうな回答では國體を護持し得たことにならぬ」といつたのはきはめて正しいのであり、それでも國體を護持し得たど解していいといふ政府の解釋は、實際政治の觀點からはともかく、理論的には誤つてゐると評せざるを得ぬ。

「國體」の下に天皇制を理解するとすれば、八月革命は廢止されはしなかつたのであるから、そこで「國體」を變革されなかつたといふことができる。しかし、この場合でも天皇制の根柢が神權主義から國民主義に變つたこと、従つて天皇制の性格がそこで根本的な變化を経験してゐることは注意せらるべきである。

この意味の「國體」はかやうに八月革命で變革されはしなかつたが、だからといつて必ずしもそこでその意味の「國體」が護持されたといふことにならぬことは、常ながら、注意せられていいであらう。それは天皇制の根柢がそこで神權

主義から國民主義に變つたことと關聯する。なるほど聯合國は天皇制の廢止を要求しなかつた。しかし、神權主義が否定せられ、國民主義がみとめられた結果として天皇制の根柢も人民の意思にあるとせられることになつたから、人民の意思如何によつては天皇制も廢止せられる可能性が與へられたわけである。天皇制の根柢たる神の意思は永却不變のものとせられたが、國民の意思は決して不變のものではないからである。

八月革命によつて日本の政治の根本建前は神權主義から國民主義に變つた。もとより憲法は形式的には少しも變つてゐない。天皇制も形式的には八月以前と少しも變るところはない。しかし、その根本建前は全く變つてしまつた。このことを注目しなくてはならぬ。

今年元旦の詔書で天皇は御自身現御神でない旨を言明せられ、自らの神性乃至神格を否定せられた。このことも右にのべられた八月革命を前提としてのみ理解できる。そこで神權主義が否定せられたから、かやうな詔書が發せられたのである。もし、八月の革命がなかつたとしたら、かやうな詔書は到底發せられ得ぬ筈である。

このたびの政府の憲法改正草案が國民主義を根本建前として規定しようとするのも、八月革命を前提としてのみ説

明できることである。すでにそこで日本の政治の根本建前として神權主義が否定せられ、國民主義が採用せられてゐるから、いま憲法改正といふ形式の下に國民主義を成文化することが許されるのである。もし、八月革命でさういふ變革が行はれてゐないとすれば、單なる憲法改正の手續でさういふ根本建前の變革を定めることが許されぬことはさきにものべられた如くである。

かやうに考へると、我々が好むと好まぬとにかかはらず、神權主義はすでに廢棄せられ、日本の政治の根本建前として國民主義がすでに承認せられてゐるのであるから、政府の憲法改正草案が國民主義をその建前としてゐることはさきほめて當然だといふことになる。いまや、問題は國民主義を日本の政治の根本建前としてみとめるのがいいかどうかではなくて、國民主義といふ原理を憲法の中で表明するのが適當かどうか、また表明するのが適當だとすれば、どういふ言葉で表明するがいいか、といふにある。そして、この意味で政府草案に對しては多くの批判が爲されよう。

勿論、問題をひとつと掘下げて、國民主義をみとめるのがいいかどうかや問題とすることもできる。ただ、さきにものべたやうに、八月革命でとにかく國民主義は一應承認せられたと見なくてはならぬから、ここで國民主義を否認なりと主張することは、昨年の八月革命そのものを否定する新

たな革命を主張するにほかならぬといふことを忘れてはいけ  
ない。

\*\*\*

政府の憲法改正草案が發表せられた後で、「タイム」誌は  
“We, the Minies.”といふ見出しでこれを評し、日本人  
の模倣的頭能がこのアメリカ式憲法草案を生んだと皮肉つ  
た。“We the Minies.”(我ら模倣者は...)とはまさにわ  
れわれ日本人の骨を刺す痛烈な皮肉である。

政府案が國民主權主義を採用したのは決して單なるアメリ  
カの模倣ではない。しかし、その表現や、そのほかの草案の  
規定には模倣と評せられ得るものがきはめて多い。これらの  
點は十分再検討せらるべきものと信ずる。

民主政治は決して單なる模倣によつて建設せられ得るもの  
ではない。「我ら合衆國人民は」の眞似をして「日本國民  
は」といつて見たところで、「人民の、人民にする、人民の  
ための政治」の眞似をして「其の權威は之を國民に承け、其  
の權力は國民の代表者之を行使し、其の利益は國民之を享有  
すべき一國政」といつて見たところで、それだけでは “We  
the Minies” と冷笑されるのが關の山である。政府案の赤  
線にあたる議員諸公はこの點をよく辨へて、眞に自主的な民  
主憲法を確立させるためには遺漏なきを期してもらひたい。

### 連載豫告

本誌も創刊以來號を追ふて鋭意編輯内容の充實に努力し  
つつあるが、來る六月號より次の二大雜篇を連載すること  
とした。

#### 一、再建日本史案 土屋喬雄

土屋喬雄氏は東大經濟學部に多年日本經濟史を講じつゝ、  
あり、今や民主主義革命を迎へて、眞正日本歴史の痛切に  
要望されつゝあるに當り、教授の多年の講義案に一大修正  
と増補を加ふる意味に於て、文化史、社會史全般の綜合歴  
史の觀點より原始時代より現代までを敘述せんとするもの  
である。教授の有する資料は既に學界には定評あり、向う  
一年に亘つて連載する。恐らく斯界に「土屋の日本史」と  
して獨特の價值を主張するものとなるであらう。

#### 一、榊田民藏への手紙 河上 大内兵衛編

明治四十二年より榊田氏の晩年に至るまで、河上博士が  
差出した書簡二百數十通が丁寧に整理され榊田家に保存さ  
れてあつた。河上博士が入獄中榊田氏が世を去り、出獄後右  
書簡を河上博士に呈示せるところ、博士は非常になつかし  
がつて、該書簡に各々榊田未亡人へ故人との關係を明示に  
するため註をした原稿が別に二百字許百枚以上をとどけら  
れた。河上・榊田の三十年に亘るとする師弟の交友録であ  
ると共に論敵として、その間に長足の進歩をとげた經濟學  
渡邊の論争史の裏面をも形成してゐる。右河上博士の書簡  
と註に對して更に兩者と交友深かりし大内兵衛教授が年代  
的に整理解説を附した。今後四號に亘つて掲載する。

社説

会いの中で、少しでも相手の役  
思いが強くなる。その時、野口  
という言葉が胸に響くのだ。

1票の格差判決

「2倍」常態化させるな

★ 3  
◆ 発言(程度)  
ラスト(職業・住所不)  
・ 職(ありま)  
(フアク)せ  
が(あり)ん  
し(せ)ん  
電(子)媒  
と(体)が  
あり

「1票の格差」が最大2・06倍  
だった昨年10月の衆院選を巡り、  
最高裁は「合憲」と判断した。格  
差是正を目指した国会の選挙制度  
改革を「合理性がある」と評価し  
たが、依然として格差2倍超の不  
平等が残る。民意を政治的に的確に  
反映する選挙制度とは言えない。

分を見直す仕組みも整えられた。  
しかし、2・06倍という格差は  
鳥取1区の有権者が持つ1票に対  
し、北海道3区の有権者は0・49  
票しか持たない計算となる。

からいかにかけ離れているか、常  
に問い続ける必要がある。  
先進7カ国(G7)では米国や  
英国、ドイツなどが日本よりもか  
なり高水準で「1票の平等」を実  
現している。米最高裁は64年に

昨年10月の衆院選を巡り、  
最高裁は「合憲」と判断した。格  
差是正を目指した国会の選挙制度  
改革を「合理性がある」と評価し  
たが、依然として格差2倍超の不  
平等が残る。民意を政治的に的確に  
反映する選挙制度とは言えない。

さらに、区割り改定を勧告する  
国の審議会は、格差の基準を「2  
倍未満」に置いており、現行制度  
で2倍前後の格差が常態化する恐  
れがある。昨年の衆院選の最大格  
差は、区割り決定時点では1・99  
倍にとどまったが、その後の人口  
移動に伴い、選挙時点では結局、  
10選挙区で2倍を超えた。

「1人1票の原則」を打ち出し、  
「市民の投票権がおとしめられれ  
ば、市民は市民でなくなる」と判  
示した。

一人当たりの有権者数は、最少の  
鳥取1区に比べて最多の北海道3  
区は2・06倍だった。二つの弁護  
士グループが「投票価値の平等を  
求める憲法に違反する」として選  
挙無効を求めて全国8高裁・6支  
部に計16件の訴訟を起こした。

衆院選の1票の格差は1975  
年の約5倍から縮小が進んできた  
が、小選挙区制が導入された96年  
に2・32倍となって以降、約30年  
間も2倍前後で足踏みしている。

主権者である国民は投票を通じ  
て政治に意思を反映するが、1票  
の重みに違いが生じた選挙制度で  
は、投票意思が正しく議席数に反  
映されているとは言いがたい。そう  
した制度の欠陥を放置することは  
国民を軽んじているに等しい。

2025.9.30

最高裁が合理性を認めた改革は  
人口比を反映しやすい「アダムズ  
方式」による議席配分、小選挙区  
定数「10増10減」などを指す。5  
年ごとの国勢調査に基づき議席配

「2倍未満」という現行基準が  
法の下での平等を掲げる憲法の精神

投票価値の平等は民主主義の大  
前提だ。司法がその実現を立法府  
に求めることは、三権分立の原則  
から当然の役割である。

マート  
言って  
ではな  
呆然  
リアは  
「私  
万  
万  
キ  
ム  
のハ  
か  
古  
く  
あり  
思  
議  
と  
あ  
れ  
次  
に  
グ  
ル  
が  
る  
キ  
け  
白  
が  
カ  
ナ  
の  
に  
か  
れ  
る  
内  
し  
て  
の

トップ 愛知 岐阜 三重 特集・連載 紙面を見る 投稿 プレゼント 脳活 お出かけ

（ ） オビニオン ） 社説

# 「2倍」常態化させるな 1票の格差判決

2025年9月30日 05時05分 (9月30日 05時05分更新)

「1票の格差」が最大2・06倍だった昨年10月の衆院選を巡り、最高裁は「合憲」と判断した。格差是正を目指した国会の選挙制度改革を「合理性がある」と評価したが、依然として格差2倍超の不平等が残る。民意を政治に的確に反映する選挙制度とは言えない。

昨年の衆院選で小選挙区の議員1人当たりの有権者数は、最少の鳥取1区に比べて最多の北海道3区は2・06倍だった。二つの弁護士グループが「投票価値の平等を求める憲法に違反する」として選挙無効を求めて全国8高裁・6支部に計16件の訴訟を起こした。

最高裁が合理性を認めた改革は人口比を反映しやすい「アダムズ方式」による議席配分、小選挙区定数「10増10減」などを指す。5年ごとの国勢調査に基づき議席配分を見直す仕組みも整えられた。

しかし、2・06倍という格差は鳥取1区の有権者が持つ1票に対し、北海道3区の有権者は0・49票しか持たない計算となる。

さらに、区割り改定を勧告する国の審議会は、格差の基準を「2倍未満」に置いており、現行制度で2倍前後の格差が常態化する恐れがある。昨年の衆院選の最大格差は、区割り決定時点では1・99倍にとどまったが、その後の人口移動に伴い、選挙時点では結局、10選挙区で2倍を超えた。

衆院選の1票の格差は1975年の約5倍から縮小が進んできたが、小選挙区制が導入された96年に2・32倍となって以降、約30年間も2倍前後で足踏みしている。

「2倍未満」という現行基準が法の下での平等を掲げる憲法の精神からいかにかけ離れているか、常に問い続ける必要がある。

先進7カ国（G7）では米国や英国、ドイツなどが日本よりもかなり高水準で「1票の平等」を実現している。米最高裁は64年に「1人1票の原則」を打ち出し、「市民の投票権がおとしめられれば、市民は市民でなくなる」と判示した。

主権者である国民は投票を通じて政治に意思を反映するが、1票の重みに違いが生じた選挙制度では、投票意思が正しく議席数に反映されているとは言い難い。そうした制度の欠陥

中日新聞のご購読案内 7日間無料で中日新聞をお届け

購読者向け 紙面をアプリでも 中日新聞プラス登録無料!

## 県境のぎふと

### 【PR】企画特集

トヨタ自動車 期間従業員 特設説明会  
期間従業員としてトヨタで働きませんか?  
10/13(月・祝)に名古屋で説明会開催

荒井商事 アライオーション  
埋もれている資産に焦点を当て  
“日本の価値を世界へ”

天気 地域設定

今日の天気 → 10月1日 11:00現在

名古屋 28/-- 東京 22/-- 大阪 29/--

### 会員設定メニュー

→ 会員情報の確認と変更 → パスワード変更

を放置することは国民を軽んじているに等しい。

→登録メールアドレス変更 →メールサービス変更

投票価値の平等は民主主義の大前提だ。司法がその実現を立法院に求めることは、三権分立の原則から当然の役割である。

👑 アクセスランキング [もっと見る](#) →

関連キーワード

3日間 1週間 1カ月

社説

1 破砕機に体挟まれ男性作業員死亡 愛知県豊田市の「アイシン高丘」鋳造工場  
社会 愛知 豊田市 三河

2 名古屋市東区の国道で6台絡む事故 10～60代の男女6人搬送  
社会 愛知 名古屋 名古屋市

3 三重県志摩市でサーフィン中の男性死亡 サーフボードと足が器具でつながった状態で発見  
社会 三重 志摩市 南勢・東紀州

4 名古屋市東区の車6台絡む事故で30代男逮捕 危険運転致傷疑いで中署  
社会 愛知 名古屋市 名古屋

5 名古屋市緑区の市道で女性が死亡 駐車中のトラックと衝突か  
社会 愛知 名古屋市 名古屋

いま、あなたにオススメ



(PR)初回限定総額5,000円OFF。宅配弁当サービス「nosh」



熱狂支持のフケ 伊東市長、大義なき解散劇  
(2025年09月22日)



「終活、私は終わってます」おひとりさまの保証人対策  
(PR)一般社団法人 終活協議会



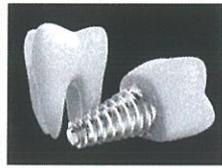
児童養護施設を出た若者たちの現実をご存じですか？社会で孤立しない…  
(PR) かものはしプロジェクト



<ミカワSDGs> (249) 医学の知見取り入れ弁当 レストラン…  
(2025年10月01日)



トランプ氏暗殺未遂で有罪評決 ゴルフ場で待ち伏せ  
(2025年09月24日)



「えっ!?こんなお値段で…」インプラント治療の資料請求はこちらか…  
(PR) あんしんインプラント



すごい「住所等入力するだけでok」家の価値を調べられるサイト  
(PR) イエウール



関西・九州の特産と納税で！人気のちからチェック  
(PR)中日新聞メディアビス



知ればもっと好き！菓子イベントに34ご招待！  
(PR)中日新聞メディアビス



『ローズ家〜崖っ〜』公開記念夫々募集！グッズ当た…  
(PR)BVコミュニケーション



血行から毎日を元時間リカバリーウ

(PR)中日新聞メディアビス

あわせて読みたい

中日入部 東京中日

中日新聞しずおか 北陸中日新聞 日刊県民福井

東京新聞

公式X → 公式YouTube →

中日新聞社 ソーシャルメディア アカウント

昨年の衆院選、1票の格差は合憲最高裁「新方式… 倒産寸前だった学研のV字回復。19期減収の組織を… 「人が辞めない組織」に必要なたった一つの条件… ケーブルも契約も不要 — このワイヤレスインターネ… 稲盛氏に論破・叱責され目が覚めた。経営者がバ…

# 係課題は続く

の最後の利益にとどまらない、自由貿易体制全体を守る観点からの首相が働きかけは乏しかった。

トランプ政権はウクライナを侵略したロシアの責任をあいまいにし、イランの核施設を攻撃するなど、法の支配を軽んじる行動を繰り返しているが、日本政府が表立って疑義を呈することはなかった。

年10月、ASEANの「力による支配」を排し、普遍的な価値に基づく国際秩序を守らねばならぬとの初め、マレーシアを選ん

のモディ今後10年とめた共同を実現するなど、中国との対話に一定の進展が見られた。側近の念がない。この国の平和と安定をどう守るか。重い課題が自国の次の首相に引き継がれる。

朝日新聞 朝刊 10面

2025・10・2

## 一票の不平等

# 是正の議論を緩めるな

住んでいる場所によって、

投じる一票の重みが他の地域の半分にも満たない。そんな不平等を許容する判決だ。昨年10月の衆院選で最大2・06倍の「一票の格差」があったのは違憲として、弁護士グループが選挙無効を訴えた裁判で、最高裁第二小法廷は先週、「合憲」と判断した。

最高裁は格差が2倍を超えた2009年、12年、14年選挙を「違憲状態」として、国会に強く格差の是正を迫ってきた。これを受け、人口比を選挙区の定数に反映しやすくなる「アダムズ方式」が昨年の衆院選で初めて採用されたが、人口減の影響から、10選挙区で格差が2倍を超えた。

最高裁判決は、憲法が求める「投票価値の平等」は選挙制度を決める絶対の基準ではないとして国会の裁量を広く認め、現行の区割りを合理的と評価した。だが、一応の目

安とされてきた2倍超の格差を軽視してはいないか。そもそも「2倍」でさえ平等の原則からほど遠いことを考えれば、疑問は極めて大きい。

民主政治の基礎となる投票権の裁判が小法廷で扱われたことも残念だ。21年選挙の大法官判決がアダムズ方式の合理性を認め、昨年の選挙も16

の最高裁判決がいずれも「合憲」とした点を考慮したとみられるが、近年の同種訴訟は裁判官15人全員で重要な憲法判断を担う大法廷で審理されていた。今回、審理した4人の判事のうち弁護士出身の高須順一判事が「違憲状態」との意見をつけたが、さらなる多様な考え方や議論の息づかいを残せなかった。

一票の不平等を放置して選挙区ごとに一票の価値に大きな差が生じたままでは、国会の多数決と国民の考えに食い違いが生じうる。様々な課題

に民意が正しく反映されていなければ、国会の正統性を大いに揺るがす。そして選挙制度は、議員自身の利害に結びつく。だからこそ司法には厳しい姿勢が必要なのだ。

司法が甘いからといって、国会は選挙制度を是正する動きを緩めるようなことはあってはならない。

衆院の選挙制度を議論する与野党の協議会は1月にできしたが、具体的な進展はない。二大政党制をめざし小選挙区制度が導入されて30年。少数与党となった自民党の総裁選では、候補者の一人から中選挙区制の再導入の声は挙がるが、論戦は起きていない。

「一人一票」をどう実現するか。衆院と参院の役割はどうあるべきか。民意を正當に反映し代表する選挙制度をいかに構想するかは、政治の根幹であることを忘れないでもらいたい。

# <社説>衆院1票の格差 民意反映へ抜本改革を

2025年10月3日 4:00

あとで読む



## わたしのニュース

無料・有料会員に登録してログインするとこちらに自分好みのニュースを表示できます

社説

#社説 #オピニオン

最高裁は「1票の格差」が最大2.06倍だった昨年10月の衆院選について、合憲との判断を示した。新たに導入された人口比を反映しやすい議席配分「アダムズ方式」に基づく区割りには合理性があるとした。

だが格差は判断の目安として法が定めた2倍を超えている。原則はあくまで1人1票であり投票価値の平等は民主主義の大前提である。これをあいまいにしては選挙の信頼どころか正当性そのものが揺らいでしまう。

裁判官4人のうち1人は「違憲状態」とする個別意見を付けた。国会は判決により、お墨付きを得たと考えてはならない。

そもそも急激な人口減社会の中でただ定数は正を繰り返せば都市部の代表ばかりが増え、地方の声が届きにくくなってしまふ。多様な民意を反映することが欠かせない。国会は制度の矛盾に目をつむることなく、抜本改革を急がねばならない。

近年の1票の格差訴訟は裁判官15人による大法廷に付すのが通例だが、今回は小法廷で審理した。全国の高裁・支部がいずれも合憲と判断したとはいえ異例である。これだけの重要案件は大法廷で多くの裁判官の判断をおおぐのが筋だっただろう。

議員1人当たりの有権者数が最少の鳥取1区（鳥取市など）と比べ、最多の2.06倍となったのは北海道3区（札幌市の一部）だった。アダムズ方式を導入しても2倍を超えるのは選挙前から予想されていたはずだ。

衆院選を巡る最高裁の合憲判断はこれで3回連続となる。2倍前後であればよしとする判断は不明瞭と言わざるを得ない。司法は事態をもっと深刻に受け止めるべきではないか。

度重なる定数は正や区割り変更は有権者を混乱させている。政党内の調整によって小選挙区から比例単独に回る候補が相次ぐなどいびつさも目立つ。弥縫（びほう）策は限界に近い。

現行の小選挙区比例代表並立制は導入から30年が過ぎた。当初想定した二大政党制は実現せず、多党制の時代に入りつつある。死票が多いなど課題も少なくなく、自民党総裁選でも制度の見直しを訴える候補が出た。

選挙制度の問題を司法の判断に委ねるのではなく、根本から議論し直すのは当事者である国会の責務だ。有識者の意見も聞きながら、さまざまな制度を幅広く検討する必要がある。

交流サイト（SNS）の普及などで選挙を巡る環境は大きく変化している。衆参両院の役割分担にも目配りしつつ、民意と丁寧に向き合うあるべき政治の姿を探り続けねばならない。

### PR

“日本の価値を世界へ”トラックから農機までを幅広く扱うアライ

仕入れ側・販売側の双方にメリット。ビジネス・カードを併せた登

北海道から発信！韓国♥LOVEのコミュニティ！「カジャ！コリア

子育て世帯のマイホームの夢を応援！全期間固定金利の住空間ローン

アクセスランキング > 10月3日

1 白老に史上最大の雨、1時間123.5ミ北海道、82本運休 2日も特急など

2 フェザーホーム自己破産申請へ 負債12億円 ニセコなどリゾート地で奮

3 住宅街でタクシー威嚇・うなり声・頭…札幌にヒグマ出没多発 南区除

4 室蘭・日鋼病院、徳洲会グループ入「市立」との統合、一層不透明に

5 秋の高校野球 北海、初戦は札大谷大会組み合わせ決定